

令和 7 年 度

事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日
～
令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年 3 月 13 日

一般財団法人**省エネルギーセンター**

令和7年度事業基本方針

1. 基本認識と活動方針

現在、エネルギーを巡る国際情勢については、2022年のロシアによるウクライナ侵攻以降の需給不安定化の中で、「エネルギー安全保障」が益々重要な課題となっています。また、AIの活用が世界的に本格化する中でデータセンター等による電力需要の大幅な増加への対応が必要になっています。

他方、世界共通の目標である「2050年カーボンニュートラル実現」に関しては、国際的な連携のモメンタムが米国の方針変更により弱まるおそれがあるものの、地球温暖化に対する懸念は近時の世界的な異常気象からも増すばかりであり、この目標実現の必要性はむしろ高まっています。

このような難しい状況に適切に対応していくためには、政府が主導するグリーントランスフォーメーション（GX）や第7次エネルギー基本計画等の方針に沿って、デジタルトランスフォーメーション（DX）の成果等も活かしながら、化石燃料から再エネや原子力等カーボンフリー・エネルギーへの転換等とともに、エネルギー利用において「徹底した省エネ」、電気需要の最適化（DR）等を推進することが求められます。

こうした認識のもと、「省エネをはじめとするエネルギー利用の最適化」を目指す当センターといたしましても、令和7年度において次のような観点から積極的に活動を行うこととしています。

第一には「徹底した省エネ」の追求です。カーボンニュートラル（CN）の実現に向けては、第7次エネルギー基本計画でも言及されているように、省エネを「第一の燃料」と捉え、「クリーンエネルギー移行に不可欠な要素」として、これを徹底していく必要があります。

かかる観点から、省エネの原点に立ち返って、高効率なエネルギー機器への更新や効果的な省エネ活動等を「草の根」的かつ多面的に推進するため、関連情報の発信、診断等を通じたエネルギー管理支援、活動人材の育成等を強化します。

またこの際には、技術、人材、資金等の制約から省エネ活動が遅れがちな中小企業等に対して、省エネの経済的効用等への理解、省エネポテンシャルの把握、改善策の実施等を重点的に支援します。

第二には、省エネと併せた非化石エネルギー転換などエネルギー管理手法の総合化です。このため、エネルギー利用に係る診断やソリューション活動等においては、省エネに加え太陽光発電等再エネの利用や上げ下げ DR 対応等の視点も含めた包括的な手法を開発し、より多角的な観点から提案等を行ってまいります。

また、省エネの徹底に当たっては、例えば工場等では設備単位だけでなくプロセス全体を対象とする視点が重要になっていることから、DX や AI の活用も図りながらエネルギー管理手法の系統化を進めます。

さらに CN 実現へ長期的な対応を図る企業等に向けては、サプライチェーンの CO₂ 削減等も含め計画的、総合的な取り組みを支援します。

第三は、省エネ関連の国際協力です。CN をグローバルに実現するためには、先進国のみならず経済発展に伴いエネルギー需要が増大している新興国等において省エネや再エネ利用等を抜本的に進めることが不可欠です。

このため、新興国等において関係人材の育成を図りながら、我が国の優れた省エネ・再エネ技術や国際的に評価の高い省エネ関連政策・制度を効果的に普及します。

また、経済界との連携のもと政府が推進する「アジア・ゼロエミッション共同体構想」等に協力しつつ、モデル・プロジェクトの創成や製品・技術の普及等の観点から省エネ・再エネ等分野における我が国企業等の国際ビジネス交流を促進します。

2. 令和 7 年度の事業計画等の概要

(1) 事業計画の骨子

以上の活動方針を念頭に、令和 7 年度は具体的な事業を以下の 5 つの柱に整理して計画的に実施します。

- I. エネルギー利用の最適化等に向けた政策への協力
- II. 省エネ関連情報の発信
- III. カーボンニュートラルに向けた支援サービスの拡充
- IV. 省エネ関連国際協力・ビジネス交流の推進
- V. 国家試験等の円滑な実施

(2) 収支予算等

令和 7 年度の事業計画に基づく予算及びその策定方針は以下のとおりです。

- ① 予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模を想定し、全体としては 22 億円程度を見込んでいます。
- ② センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を通じ、規模の拡大・内容の充実に努めます。
- ③ 国等の受託事業についても、政策協力の観点から積極的に競争入札の応札等を行い、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、事業拡大に努めます。

【 目 次 】

事業計画書.....	1
I. エネルギー利用の最適化等に向けた政策への協力	1
(1) 診断等による中小企業等のエネルギー利用最適化支援	1
(2) 省エネ法等に係る政策協力	2
(3) 多様な省エネ・CO ₂ 削減対応への支援	3
II. 省エネ関連情報の発信	4
(1) 「2025 年度省エネ大賞」を通じた情報発信	4
(2) 「ENEX 2026」による情報発信	4
(3) Web による情報発信	4
(4) 月刊『省エネルギー』等を通じた情報提供	4
III. カーボンニュートラルに向けた支援サービスの拡充	5
(1) CN に向けた各種サービスによる支援	5
(2) 人材育成のための講座等による支援	6
(3) 資格認定制度の実施	6
(4) 賛助会員へのサービス拡充	6
IV. 省エネ関連国際協力・ビジネス交流の推進	7
(1) 海外における省エネ関連活動の支援	7
(2) ビジネス国際交流の支援	8
(3) 国際規格 ISO50001 の制度運営	8
V. 国家試験等の円滑な実施	9

事業計画書

I. エネルギー利用の最適化等に向けた政策への協力

- 「徹底した省エネ」をはじめとするエネルギー利用の最適化を図るため、診断に係る技術の高度化や専門人材の育成、地域関係機関との連携等を通じ、中小企業等を中心にエネルギー管理の強化を支援する。
- 加えて調査・分析・検証等を通じ、省エネをはじめ CO₂削減に向けた政策等に協力する。

(1) 診断等による中小企業等のエネルギー利用最適化支援

1) 中小企業等向け現地診断の実施及び機能強化

中小企業等の工場・ビル等へ専門家を派遣して、以下のようにエネルギー利用最適化の観点から診断指導を行う（800 件程度）。

- ① 「徹底した省エネ」を追求するため、個々の機器・設備に係るエネルギー使用の効率化は勿論のこと、「エネルギー使用系統全体の省エネ」「生産性と省エネの両立」「排熱利用の徹底」等の課題を設定しつつ、効果的な手法を工夫する。
- ② その際、IoT や AI 等の進展を念頭に、過去蓄積した診断データの分析・利用を図るとともに、BEMS、FEMS、スマートメーター、センサやモバイル通信機器等の支援技術を積極的に活用する。
- ③ CN に向けた対応を後押しするため、太陽光発電、バイオマス、地下熱等の非化石エネルギー導入、電化を促進するヒートポンプ等の活用、上げ DR を含む電力デマンド調整、更には低炭素の天然ガスや水素等への転換に関し、提案力を向上する。
- ④ 小規模な事業所に適応した診断メニューを設定し、効率的かつ効果的に運用する。

2) 診断結果の実施率向上

エネルギー利用最適化に向けキーパーソンとなる経営者層等に対し、上記診断による提案の具体的な進め方等について、情報提供・フォローアップを強化する等により診断結果の実施率の向上を図る。

3) 中小企業等向け「省エネセルフ診断ツール」の提供

中小企業等による自立的なエネルギー管理が広く普及し、サプライチェーンにおける CO₂削減等にも資するよう、簡易な入力により以下のような情報を迅速に見える化・把握できる省エネセルフ診断ツールを Web により提供する。

- (i) エネルギー使用量及び CO₂発生量
- (ii) 省エネ及び CO₂削減の余地
- (iii) 同業他社との比較
- (iv) おすすめの対策（省エネの具体策、太陽光発電等の再エネ活用）
- (v) 主な対策による CO₂排出量の削減シミュレーション（再生可能エネルギー由来の電気購入、CO₂排出量の少ない都市ガスへの燃料転換等）

4) 効果的情報発信

中小企業等においてエネルギー利用最適化に向けた活動が広範に展開されるよう、診断等の成果をもとに経営者のリーダーシップ、推進体制、具体的手法、実施事例等に重点を置いた情報をきめ細かくわかりやすく発信する。

5) 省エネ・地域パートナーシップ等への貢献

- ① 国のリーダーシップにより金融機関や省エネ支援機関が連携して地域中小企業等の省エネを支援する「省エネ・地域パートナーシップ」に参画し、事業効果の向上に資するよう運営に協力する。
- ② 国の助成により「地域の省エネ支援機関」が行う中小企業等への伴走支援との連携を図る。

6) 省エネ診断等を担う専門人材の育成

- ① 当センターが実施するエネルギー利用最適化診断等を担う専門人材の確保、資質向上等を効果的に進める。
- ② 国の支援のもと中小企業等向けに省エネ診断等を行う機関における専門人材の育成に協力する。
- ③ 省エネ診断等の新たな担い手を確保・増大するため、診断専門家と成り得る人材を広く募り、必要な知識や手法の習得を図るための講習等を実施する。

(2) 省エネ法等に係る政策協力

1) 改正省エネ法の運用に係る支援

- ① 法目的に非化石エネルギーへの転換等を加えた改正省エネ法の円滑な運用に協力するため、オンライン説明会等を通じた法令・各種手続きの周知、エネルギー管理に係る問い合わせへの対応等を強化する。
- ② 特定事業者を対象とする定期報告に関し、国が構築した電子報告システム(EEGS)による提出等が円滑に進むよう支援する。

2) エネルギー使用状況の調査

- ① 省エネの取り組みが停滞している事業者等を対象に、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況等について省エネ法に基づく国の報告徴収に協力のうえ確認調査を行う。
- ② また本調査の一環として、原単位改善に向けた省エネ手法に係る助言や主要設備の省エネ改善提案等を行うとともに、原単位改善が進んだ事業者の活動や非化石エネルギーへの転換に関する事例等の情報を発信する。

(3) 多様な省エネ・CO₂削減対応への支援

1) 中小企業等による CO₂削減対応に関する支援

- ① 中小企業等における CO₂削減を、DX システムを活用した設備運用改善等により促進する助成策において、実行計画の策定等に関し効果算定手法をはじめ技術支援を行うとともに、当該助成策に係る評価・分析・広報等を実施する。
- ② これまで中小企業等の工場・事業場の脱炭素化を促進してきた助成策に関し、対象事業者からの実施報告を分析・評価するとともに、対象事業者の CO₂削減目標達成に向けフォローアップを行う。

2) 省エネ設備の導入等に係る技術評価

企業等が行う省エネ・CO₂削減関連設備の導入、改修等に係る実施計画等について、関係機関の要請に応じ技術評価を行う。

3) 温室効果ガス排出量等の公的検証制度への協力

- ① 東京都及び埼玉県の条例に基づく地球温暖化対策において、検証機関として大規模事業者による温室効果ガス排出量に係る検証を行う。
- ② 令和8年度に本格稼働が予定されている国主導の「排出権取引」において、参加企業の CO₂削減目標に係る第三者認証等を行い得るよう検証能力等を高める。

4) 家庭向け省エネ行動促進支援

家電製品等に関し、省エネに繋がる使用法を整理し、その定量的な効果を明確化することにより、当該使用法の実践を促進する。

Ⅱ．省エネ関連情報の発信

○「徹底した省エネ」やCNに向けた産業・業務・家庭等あらゆる分野の活動を支援するため、先進的な製品、技術・ノウハウ、ビジネスモデル、活動事例等について有益な情報をタイムリーに発信する。

(1) 「2025 年度省エネ大賞」を通じた情報発信

- ① CNに向けた省エネ・再エネ利用に関連する新技術の開発や新ビジネスの創出、実践活動における創意工夫等を促進するため、先進的な製品・ビジネスモデルや特に優れた活動事例を「省エネ大賞」として表彰する。
- ② 案件募集に当たっては、関係機関の協力を得ながらGX及びDXの推進、中小企業の技術力向上等にも資する有望案件の勧誘を図る。
- ③ 応募及び表彰案件については、地区発表大会や受賞事例発表会の開催、事例集や製品概要集の配布、オンラインの活用等を通じ、積極的に情報を発信する。

(2) 「ENEX 2026」による情報発信

省エネ・再エネ等に関連する最新情報の発信やビジネスネットワークの拡大を図るため、省エネルギー月間の行事として、「ENEX 2026」（第50回地球環境とエネルギーの調和展）を開催する。

- ① 「GX、DX、OXで目指すカーボンニュートラル」をテーマに、再エネ関連等の複数展示会との連携によりオンラインも併用しつつ、エネルギーイノベーションの総合展として訴求する。
- ② 出展、企業セミナー及び現地見学会を通じて、省エネ・再エネ関連の先進機器システムやIoT・AIの活用等による最新のエネルギー管理手法等を紹介するとともにビジネス交流を進める。
- ③ 省エネ大賞の受賞案件をはじめ省エネ・再エネ関連の優秀事例を総合的に紹介する。また、「カーボンニュートラル」等をテーマとする講演会や省エネ大賞表彰式等を併催する。

(3) Webによる情報発信

省エネをはじめCNに向けた活動のきっかけとなるよう、Webにより以下のような最新情報を発信する。

- (i) 省エネ・再エネ等の関連機器・技術
- (ii) エネルギー利用の最適化に係る手法
- (iii) 改正省エネ法令や省エネ・再エネ関連助成制度
- (iv) エネルギー関連人材の育成方法
- (v) 省エネやCNに関する海外情報

(4) 月刊『省エネルギー』等を通じた情報提供

我が国唯一の省エネ関連総合技術誌「省エネルギー」により、「徹底した省エネ」やCNに対応した質の高い情報を提供するとともに「省エネルギー手帳」等の出版物を発刊する。

Ⅲ. カーボンニュートラルに向けた支援サービスの拡充

○CNを念頭に行う企業等のエネルギー管理活動を、体制整備や計画策定への助言、ソリューションの提案、中核となる人材の育成等を通じて、系統的に支援する。

○各地域で進められている省エネ・CN活動を、当センター支部との連携のもと効果的に支援する。

(1) CNに向けた各種サービスによる支援

1) ソリューションサービス等の提供

- ① CNを目指す企業に対し、次のような支援サービスを提供する。
 - (i) 目指すべき目標の設定
 - (ii) エネルギー使用、CO₂排出量に係る調査
 - (iii) 削減ポテンシャル等に係る診断
 - (iv) CNに向けた短期・中長期の計画策定支援と対策提案
 - (v) 対策の実施及びその後のエネルギー管理に係る支援
 - (vi) サプライチェーン全体のCO₂排出削減への助言・提案
 - (vii) SBT（科学と整合した目標設定）、TCFD（気候変動に関連した財務情報開示）等への準拠に係る支援
- ② 対策提案を行うに当たっては、大規模な工場等を含め、エネルギーの使用形態に応じて、省エネ、非化石エネルギーへの転換、電化、デマンド調整等を適確に組み合わせた効果的なソリューションを提供する。
- ③ また、その際にはセンサやインターネット等を利用した系統的な省エネの適用、太陽光発電、太陽熱をはじめとする自然エネルギーやヒートポンプ等電気加熱の活用、排熱の有効利用などを図る。
- ④ 以上に当たっては、下記2)の新たな手法や支援ツールの活用を進めるとともに、機器メーカーやエネルギーマネジメント事業者等との連携を図る。

2) 省エネ・CO₂削減手法の普及

- ① これまで蓄積してきた省エネ手法等をもとに、より系統的なエネルギー管理、非化石エネルギーの活用、電化や燃料転換、電気需要の最適化等の観点からCNに向けた新しい手法の開発・適用を図る。
- ② その一環として、工場、業務用施設を対象に、当センターが開発し、順次機能強化している「Ene-CAT」ツールを活用して、エネルギーフロー分析、対策シミュレーション、CN計画作成等を行う。
- ③ 当センターが開発した「事務所ビルの省エネポテンシャル推計ツール」の活用を促進する。

3) 地域におけるCN関連活動等への支援

- ① 地方自治体等が実施するCN関連活動を支援するため、助成事業の運営等に協力するとともに、要請に応じ診断等によるコンサルティングを実施する。
- ② 支部が中心となって、地域におけるCN活動に関する情報を収集し、支援ニーズを把握する。

4) CO₂削減技術の普及に係る実証

我が国企業が実用化した CO₂ 削減技術の有効性等を実証することにより、その普及を支援する。

(2) 人材育成のための講座等による支援

1) 各種講座の企画・実施

CN に向けた多様な顧客ニーズを踏まえ、「オンライン」の方式を活用しつつ、以下のように講座等を実施し、関連人材の育成等に資する。

- ① 「徹底した省エネ」や「カーボンニュートラル」をテーマとする講座を充実する。
- ② エネルギー利用に係る製品・技術の紹介や人材の育成等ビジネス・ニーズに即して行う企業との連携講座を強化する。
- ③ 省エネに係る実践技能の習得を支援するため、実習設備による研修を行う。
- ④ 現地見学会を含む講座を開催する。

2) 地方自治体によるセミナー等への協力

地域においてエネルギー利用最適化に係る知識や実践手法を普及するため、自治体が行うセミナー等に対し企画協力、講師派遣等を行う。

(3) 資格認定制度の実施

以下の資格制度を実施することにより、CN に資する中核的な人材の育成等を図る。また、表③及び④の資格認定については、IBT (Internet Based Testing) により実施する。

資格制度		ねらい等
①	エネルギー診断プロフェッショナル	産業分野等における総合的なエネルギー管理に関して、高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材の育成等
②	エネルギー診断プロフェッショナル (ビル実践)	①をビル分野に特化したもの
③	省エネ・脱炭素エキスパート検定 【ビル分野】	業務用ビルについて、エネルギー管理の要諦及び CN に係る知識を理解し、実践活動に結びつけることができる人材の育成等
④	省エネ・脱炭素エキスパート検定 【家庭分野】	家電、住宅、生活様式等に係る「家庭の省エネ等」に関し総合的な知識を有し、地域や企業等において CN 実現に向け効果的な活動を行える人材の育成等

(4) 賛助会員へのサービス拡充

徹底した省エネや CN に向け、会員サービスを以下のように充実のうえ提供する。

- (i) 「省エネ・脱炭素技術」に係る最新情報
- (ii) 省エネ・CN 活動に係る相談・助言
- (iii) すぐに役立つ省エネ実践事例等豊富な事例データ
- (iv) 会員が提供する省エネ製品・サービス等の広報
- (v) 最新技術等をテーマとする特別企画講座、省エネ優秀事例見学会
- (vi) 月刊「省エネルギー」誌

IV. 省エネ関連国際協力・ビジネス交流の推進

○エネルギー需要や温室効果ガスが増大している新興国等において CN に向けた活動が促進されるよう、ビジネス交流の機会も活用しつつ、我が国の優れた省エネ・再エネ技術や関連政策・制度を国際協力により効果的に普及する。

(1) 海外における省エネ関連活動の支援

1) 専門家派遣・研修生受け入れによる国際協力

- ① 政府間合意に基づき、アジア地域を中心とした新興国、資源国等に重点を置いて、省エネをはじめ CN に向けたエネルギー利用を促進するため、専門家の派遣と研修生（政府関係者、技術者等）の受け入れ※を通じて、政策・制度の整備、関連技術の普及等の支援を有機的に実施する。

※専門家派遣：約 110 名、研修生の受け入れ：約 40 名（適宜オンラインを活用）

- ② 具体的には、対象国・地域の省エネや CN 実現に向けたニーズに即して以下のような協力を行う。

協力対象国・地域 (協力形式)	主な協力内容
アセアン (多国間)	・地域共通のエネルギー管理資格制度の構築 ・CN 関連プロジェクトを企画・推進する現地人材の育成 ・CN に向けた情報共有、診断等の実施 (産業・業務・運輸等を対象)
その他※ (二国間)	・エネルギー管理法制の構築及びその運用 ・工場等への効果的なエネルギー管理の導入 ・ZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)化の促進 ・エネルギー管理・省エネ診断等に係る現地人材の育成 ・省エネ機器に係る規格・ラベリングの構築 ・省エネ推進機関の設立

※アセアン諸国、インド、バングラデシュ、ブラジル、中東 等

- ③ 協力の実施に当たっては、対象国等において目指すべき対応等が具体化するよう、進捗状況を適確にフォローアップするとともに、実施後には成果を整理・分析の上、過去に行ったものを含め情報発信する。

2) 情報・ノウハウの提供等による支援

- ① 省エネ・再エネ利用等に係る我が国の機器・技術や優秀事例を海外へ情報提供し、その普及を図る。
- ② 海外関係機関等とのネットワークを通じて、省エネ・再エネ利用等に係る政策・優れた技術や事例等に関する情報を収集し、分析のうえ提供する。
- ③ JICA 等国際協力機関や海外展開企業・団体等との連携により、関係国・地域において省エネをはじめ CN に向けた活動を支援する。

(2) ビジネス国際交流の支援

- ① 省エネ・再エネ等に係る我が国の優れた製品・技術を官民一体となって海外普及するために設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」による以下の活動について支援を行う。
 - (i) 重点活動分野の選定と課題の抽出等に向けた調査分析
 - (ii) ビジネスマッチングを狙いとする官民連携のフォーラムや対外ミッション（オンラインを適宜活用）
 - (iii) プロジェクトの企画や企業間連携を通じたソリューション提案活動
 - (iv) 我が国の関連製品、技術等を紹介する場となる国際展示会への出展
 - (v) 我が国の優れた技術等を紹介する「国際展開技術集」等による情報発信
 - (vi) アジアにおいて CN に向けたエネルギー転換を支援する「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想に沿った企業プロジェクト創成等への協力
- ② CN に向けた海外企業の活動ニーズ等を念頭に、我が国企業による先進的な取り組み事例等を情報発信する。

(3) 国際規格 ISO50001 の制度運営

企業、事業所等のエネルギー消費等の改善を目的とした ISO50001 規格について、審査員評価登録機関として、以下の業務を行う。

- (i) 研修機関が実施する研修コースの承認、審査員の評価・登録
- (ii) 関連機関との連携、Web の活用等による当該規格の普及促進

V. 国家試験等の円滑な実施

○省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、制度の必要性や意義を周知しつつ、試験、研修及び講習を適正に運営する。また、エネルギー管理士免状の交付事務を行う。

1) エネルギー管理士試験の実施

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を実施する。
(令和7年8月予定)

2) エネルギー管理研修の実施

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を実施する。
(令和7年下期予定、講義はオンライン方式)

3) エネルギー管理講習の実施

- ① 省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員（以下「企画推進者等」という。）の選任要件に係る新規講習を実施する。
(上期：令和7年6～8月予定、下期：令和7年10～12月予定、原則オンライン方式)
- ② また、特定事業者が選任した企画推進者等を対象とする資質向上講習を実施する。
(令和8年1～3月予定、原則オンライン方式)

4) エネルギー管理士免状交付事務の実施

国からの委託に基づき、エネルギー管理士免状の交付事務を実施する。

5) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業

エネルギー管理士試験受験者、エネルギー管理研修及びエネルギー管理講習の受講者に対して、アンケート調査を実施する。
これにより、従事業種、受験・受講動機、資格取得に係る評価、他の資格との関連等を把握し、試験、研修及び講習の運営に反映する。